日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2011. 03. 30

No.11-010

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

原告団からのお願いです・・・
裁判での陳述書作成へ御協力を

現役、退職、OB の皆様へ

被告側は、片山英二管財人の陳述書を乙２号証として提出してきました。

そのなかに、
「日本航空の社員 OB、特別早期退職や希望退職措置に苦渋の決断として応じた社員、
残った現役社員の多くも、このことを理解している」

という下りがあります。
（世話人注： 5 運航乗務員の整理解雇の実施の必要性 (1)余剰人員を抱え続けることができないこと・・
の中に記述されている）

これに対し、皆さまから反論の陳述書を書いて頂けないかと考えています。

１ページでも２ページでも構いません、出来るだけ多数の陳述書を集めて
管財人主張に反論したいと思いますので、是非よろしくお願いします。

陳述書を書いて頂ける方は、ご連絡ください。
必要な資料（訴状、準備書面、被告答弁書、被告準備書面、双方の陳述書、等々）
があれば、リクエストに応じて送らせて頂きます。

若干の補足説明をします。
整理解雇の必要性について原告・弁護団は、これまでの多くの判例をあげて、
・一般的な意味での「人員削減の必要性」と、
・厳密な意味での「整理解雇の必要性（解雇回避努力を尽くしたか）」とを
明確に区分けして論立てしています。

また、多くの判例が、
・当初計画における人員削減の必要性と、
・最終段階（整理解雇の直前）における整理解雇の必要性
について、時勢を明確に区分したうえで「解雇無効」の判決を書いています。

我々は、当初計画での一般的な「人員削減の必要性」については一定度認めた上で、
会社業績（営業利益）が当初計画を２．５倍以上も上回る状況の中で、しかも
人員削減目標を99%達成（会社の説明。実際は超過達成している。）した時点で
「整理解雇まですることの必要性」は全くなかった、と主張しています。

片山陳述書は、この点を一緒くたにして「人員削減（＝整理解雇）の必要性を多くの者が理解している」と言っているのです。

片山陳述のこのポイントに焦点を当てた 反論の陳述書をよろしくお願いします。

尚、皆さんの視点・観点からの陳述も含め、重ねてお願い致します。

⇒陳述書を書いて下さるOB乗員の皆さん、
下記メイルアドレス宛に連絡お願いします。

原告団事務局長　清田　均：　seida-h@nifty.com

以上